

第3章

栗山町農業の振興方向 及び戦略プラン

1. 『くりやまブランド』の推進

栗山町の農業者、農産物、農村の持つ魅力を最大限生かして、消費者に広く受け入れられる『くりやまブランド』を作り上げていくことで、農家所得の向上を目指す。

(1) 特色ある農産物の生産

①安全で安心な農産物生産

ア 環境保全型農業の推進

「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」を推進する。

イ 耕畜連携による土づくり

家畜排泄物や稲わら等有機質を貴重な資源として土づくりに活用し、良質農産物の生産を進める。有機質肥料確保の面からも有畜農業の振興を図る。

②多様な農産物と独自の品目を生かした販売

多種多様な野菜が栽培生産されていること、さらに「さらさらレッド」など本町にのみ取り組んでいる品目を強みに、付加価値のある商品開発と販売戦略を検討する。

③顔が見える販売戦略

ア 地産地消とインショップ事業の展開

地元住民が地元農産物への愛着と誇りが持てるよう地元への生産販売を行い、農業への一般町民の理解を得るためにも地元農産物の町内への販売を推進する。

また本町の多種多様な農産物について、札幌市内量販店におけるインショップ販売を展開して、顔が見える販売と手取り確保を実現する。また、新規就農者を取り込んで、出荷販売数量の拡大を目指す。

イ 食育の推進

食育を目的として、学校給食への地元農産物を供給していくことで、次世代へ地元の農業・農産物への愛着と誇りを育む。

ウ 農業農村6次産業化の推進

若手農業者等による、食育活動や地場産農産物を活用した商品開発あるいは農業農村6次産業化の取り組みに対して支援を行う。

(2) 魅力のある農村のPR

①グリーン・ツーリズムの推進

農業・農村のもつ多面的機能や役割について、都市住民の理解や関心を深めるためにもグリーン・ツーリズムの広がりが必要である。

特に、農業経験のない若者の農業体験、農村宿泊は農業への理解を深め、本町のイメージ向上と地域活性のためにも進める必要がある。

②美しい農村風景づくりの推進

見慣れている農村風景も、都市住民にとっては貴重な風景となり、栗山のイメージ形成の要素となり得るため、美しい農村風景づくりを推進する。

2. 地域を担う『多様な人材』の育成

栗山農業を担う多様な担い手の育成と確保は、農業振興と地域活性に不可欠な要素であり、具体的には次のとおりとする。

- ・農業後継者、新規就農者、女性農業者、農業生産法人、地域営農集団、機械利用組織、農作業受託組織、認定農業者、通年営農農業者 等

(1) 将来の地域農業を担う人材の育成

①新規就農者の受入推進

新規就農者の受け入れを推進するため、受入農家の取りまとめや研修指導の実施、宿泊施設や研修農場の整備運営を行い、また、就農計画等に基づく研修期間を経て、新規参入する新規就農者の経営安定化を図るため、施設導入や農地基盤整備等に対して支援し、地域に定着を図り、かつ、地域の活性化に繋げる。

②地域農業の担い手育成

「くりやま農業未来塾」や「くりやま農業女性塾」、4Hクラブ等の自主的な活動を支援し、将来の地域農業を担っていく人材を育成する。



第5期くりやま農業未来塾生



第1期くりやま農業女性塾生

(2) 地域を守る組織の設立と育成

前期までのルネッサンスで設立された地域連携農業生産法人は、地域における農業振興に貢献をしており、今後、農家が劇的に減少し、さらには農業のグローバル化が進展する中で、地域農業と農地を守る地域連携農業生産法人化は有効な手法であり、その推進と育成を図る。

また、地域の特色を生かした魅力ある農業経営及び地域営農システムの確立を図り、持続可能な農業を行うため、集落営農組織等の育成を図る。

(3) 営農支援

農家が減少する中、地域の農地を守るためには離農農地の受け手である担い手の経営規模拡大が必要であり、そのためにも国や道からの各種支援情報や営農に関する情報、あるいは、農業労働力確保に向けた支援を提供して、規模拡大の推進と経営の安定向上を図る。

3. 農地有効利用と土づくりで『農地を守る』

(1) 農地の効率的かつ全面的な利用

①農地利用集積円滑化事業の実施

農地利用集積円滑化団体として各種制度により農地の担い手への集積を図る。

ア 地所有者代理事業

農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して農用地等について担い手への集積を図る。

イ 農地売買等事業

農用地等を借り受け、又は買い入れて、当該農用地等の担い手への集積を図る。

ウ 研修事業

農地売買等事業によって借り受け、又は買い入れた農用地等において、新規就農希望者等に対する農業の技術、又は経営方法を実地に習得させるための研修事業を行う。

②遊休農地等の再生化推進

遊休農地等について農地として再生し、意欲ある担い手への集積を図る。

③農業経営継承事業の推進

高齢化により、後継者がいないまま離農していく規模・内容ともに優れた経営を単に散逸することは、農地利用や地域にとっても大きなダメージである。それらを回避するためにも、農業経営継承事業に取り組み地域と農地を守っていく。

④新規参入者への支援

高齢者所有農地や小規模な面積の農地等について、地域に馴染める意欲ある新規参入者がこれらの農地を利用できるように、受入農業者や地域農業委員の協力のもと支援する。

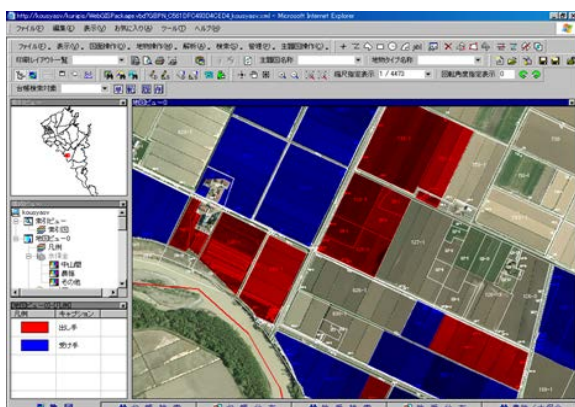
(2) 円滑な農地流動の促進

①農地流動化等意向調査の実施

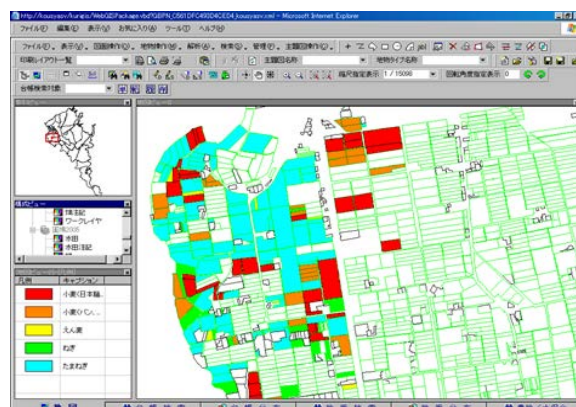
農地流動化が円滑に実施されるよう、農地の出し手及び受け手の意向調査を実施する。

②農業地図情報システムの運用と活用

公社が管理運営している農業地図情報システム（マッピングシステム）を活用して、円滑な農地の流動化を推進する。



出し手受け手分布図



作付け分布図

(3) 圃場整備・土づくりの推進

①低コスト圃場整備への支援

自力施工を基本とした低コスト圃場整備事業について、農業者からの事業要望が多いことから、自力による排水の改善や圃場区画の整備事業への支援を行い、農地の生産性の向上を図る。

②土地改良事業の推進

経営規模の拡大を図るためには、大型農作業機械の作業効率の向上が必要であり、圃場の大区画化を進めることが重要である。また、品質向上のためにも透排水性の改善が不可欠である。さらに、担い手への農地の集積を進める上で、圃場条件が大きく左右することから、集落単位での大規模な基盤整備について、国営や道営の農業農村整備事業を活用して計画的に事業を実施する。

③土づくり対策の推進

休閑緑肥の導入や飼料用トウモロコシの栽培を推進して土づくりを図り、安全安心で良質な農産物の生産を目指す。

(4) 鳥獣害被害防止対策の推進

年々増加していた鳥獣害被害の中でも、特に被害が大きかったエゾシカによる農業被害対策として、平成23年度に実施した農業者の自力施工によるエゾシカ防護柵について、その貴重な財産を将来にわたって維持する。



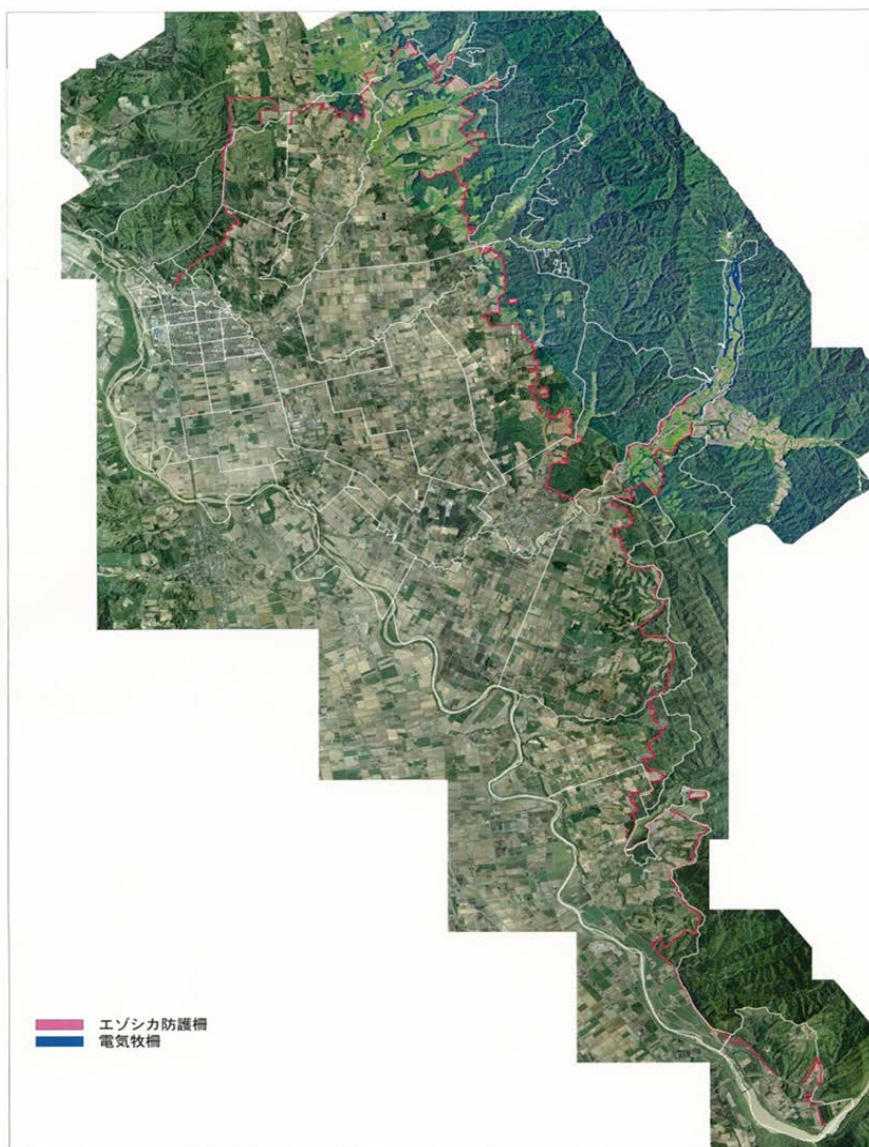
自力施工によるエゾシカ防護柵設置

(5) 異常気象による農地災害の復旧支援

近年の温暖化によると思われる、ゲリラ豪雨や豪雪などの異常気象による農地災害について、国等の大規模災害復旧事業に採択されない農地の復旧について、担い手の農地を守るという観点から災害復旧への支援を行う。



災害復旧支援で農地を守る



エゾシカ防護柵等設置箇所

4. 10年後の営農形態

効率的で安定的な農業経営の指標として、地域農業の実情や戸別の経営方針等を踏まえて、以下の営農形態を示す。

大規模土地利用型

★高品質米と用途別畑作品目を中心とする営農
 ◆20ha × 220戸 = 4,400ha
 ●20,566千円/1戸

高収益労働集約型

★施設と露地を組み合わせ、直売を組み込んだ野菜栽培による営農
 ◆8ha × 70戸 = 560ha
 ●21,400千円/1戸

地域連携農業生産法人型

★地域の拠点となる農業生産法人や集落営農組織による営農
 ◆80ha × 5法人 = 400ha
 ●60,600千円/1法人

6次産業化農業法人型

★農業生産・加工・流通・販売など、農業の6次産業化を目指した営農
 ◆60ha × 5法人 = 300ha
 ●60,370千円/1法人

〈10年後の総生産額・販売規模目標〉

地域の中心となる経営体350戸 / 営農面積5,760ha / 産出額70億円
 (1戸(法人)あたり20百万円)
 認定農業者(現状)300戸 + 新たに育成する経営体50戸



経営継承・新規参入型

★地域活性化の担い手となる意欲ある新規参入者による営農
 ◆2ha × 50戸 = 100ha
 ●8,000千円/1戸

注) 各項目の内容 ★経営体の概要 ◆平均規模(ha) × 対象戸数 = 合計面積(ha)
 ●1戸(法人)あたり産出額(千円)